

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

原 告 宮 部 慎 太 郎
被 告 鳥 取 市 長

原告第5準備書面

平成25年12月16日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原 告 宮 部 慎 太 郎

第1 訴え変更申立書の訂正

平成25年10月15日付訴え変更申立書の「第1請求の趣旨の変更」の内容を次のとおりに変更する。

1 訴状記載の請求の趣旨第1項の次に第2項として次のとおり追加し、訴状記載の請求の趣旨第2項を第3項とする。

鳥取市長は平成23年7月20日以降の納期限に、下味野地区内の住民に対して同和対策を理由として固定資産税および都市計画税の一部の減免をした処分を取り消す。

第2 訴えの変更を行う理由

原告がした平成24年7月20日付住民監査請求に係る違法な行為について、地方自治法第242条の2第1項2号により、行政処分たる当該行為の取消しの請求を行うものである。

第3 被告第4準備書面への反論

被告は本件訴え変更について地方自治法242条の2第2項による出訴期間を経過しているというが、違法な行政処分であれば当然取り消されるべきものであり、違法確認と取消しの争点は同一で一体のものである。従って、取消しの請求は違法確認の請求と同時に行ったと見なされるものである。

平成24年(行ウ)第6号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件

原告 宮部 慎太郎

被告 鳥取市長

証拠説明書

平成25年12月16日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

原告 宮部 慎太郎

号証	標目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲15	上告状兼 上告受理 申立書	写し	H25.10.18	原告ら	乙18号証の事件について原告らが上告および上告受理申立をしたこと
甲16	上告受理 申立て通 知書	写し	H25.10.28	広島高等裁 判所松江支 部	同上
甲17	上告提起 通知書	写し	H25.10.28	広島高等裁 判所松江支 部	同上
甲18	上告理由 書	写し	H25.11.20	原告ら	同上
甲19	上告受理 申立理由 書	写し	H25.11.20	原告ら	同上
甲20	とっとり 市報	写し	S52.11	鳥取市	馬場, 円通寺, 下味野で同和対策の小集落改良事業が行われたことが市報に掲載されたこと
甲21	とっとり 市報	写し	S53.3	鳥取市	同和地区の子供たちが下味野にいることが市報に掲載されたこと
甲22	とっとり 市報	写し	S54.2	鳥取市	下味野在住の会社員の部落差別体験が市報に掲載されたこと
甲23	とっとり 市報	写し	S54.9	鳥取市	下味野出身の隣保館員が部落出身を隠さないようにしていると市報に掲載されたこと

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 2 4	とっとり市報	写し	S57.2	鳥取市	同和地区の学習活動が古海，西品治，下味野，馬場で行われていることが市報に掲載されたこと
甲 2 5	とっとり市報	写し	S57.10	鳥取市	市報の同和問題記事が市民の9割近くに読まれているとの調査結果があること
甲 2 6	部落解放	写し	S57.7	解放出版社	下味野住民が本名地名入りで市報に掲載した被差別体験記が反響を呼んだこと
甲 2 7	部落解放	写し	H10.12	解放出版社	下味野の部落解放同盟員が下味野は被差別部落であると出版物で表明していること
甲 2 8	部落	写し	S59.8	部落問題研究所	鳥取県で「部落民宣言」が行われていることを，解放同盟に批判的な人も指摘していたこと